

「日本の銃器情勢」 平成29年（上半期）版

～拳銃のない社会を!!～

**警察庁刑事局組織犯罪対策部
薬物銃器対策課**

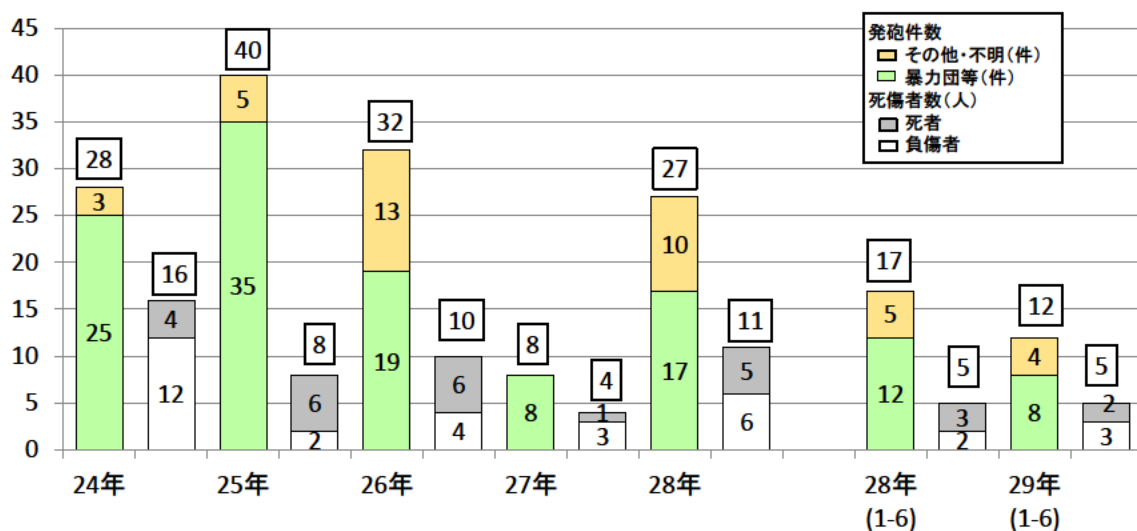
銃器発砲事件の発生状況

平成28年中の銃器発砲事件の発生件数は27件で、このうち、暴力団等によるとみられるものは17件でした。また、死傷者数は11人で、このうち死者数は5人、負傷者数は6人でした。

平成29年上半期の銃器発砲事件の発生件数は12件で、前年と比べると5件減少しており、このうち暴力団等によるとみられるものは8事件でした。

銃器発砲事件数は、平成20年以降、年間50事件以下での推移が続いていますが、本年上半期にも暴力団等によるとみられる銃器発砲事件が住宅街等で発生しており、地域社会の大きな脅威となっています。

銃器発砲事件の発生状況と死傷者数(平成24年～29年上半期)



| 区分 | 年次 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
|----------|--------|----|----|----|----|----|
| 発砲事件数(件) | | 28 | 40 | 32 | 8 | 27 |
| | 暴力団等 | 25 | 35 | 19 | 8 | 17 |
| | その他・不明 | 3 | 5 | 13 | 0 | 10 |
| 死傷者数(人) | | 16 | 8 | 10 | 4 | 11 |
| | 死者数 | 4 | 6 | 6 | 1 | 5 |
| | 負傷者数 | 12 | 2 | 4 | 3 | 6 |

| | 28 1-6 | 29 1-6 |
|--------|-----------|-----------|
| 発砲事件数 | 17 | 12 |
| 暴力団等 | 12 | 8 |
| その他・不明 | 5 | 4 |
| 死傷者数 | 5 | 5 |
| 死者数 | 3 | 2 |
| 負傷者数 | 2 | 3 |

注1:「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。
 注2:「その他・不明」の欄は、暴力団等によるとみられるもの以外の銃器発砲事件数を示す。

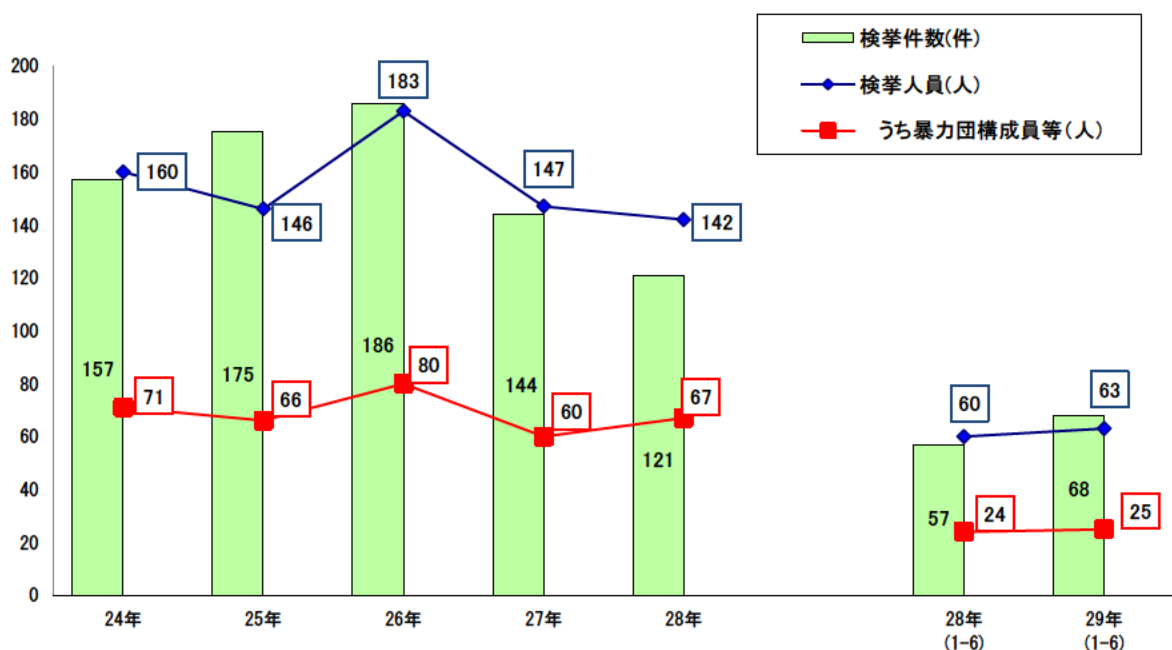
拳銃等に係る銃刀法違反事件の検挙状況

平成28年中の検挙した銃刀法違反事件のうち、拳銃及び拳銃部品に係る検挙件数は121件(前年比-23件)、検挙人員は142人(前年比-5人)で、このうち暴力団構成員等が関与する事件の検挙人員は67人(前年比+7人)でした。

平成29年上半期において検挙した銃刀法違反事件のうち、拳銃及び拳銃部品に係る検挙件数は68件(前年比+11件)、検挙人員は63人(前年比+3人)で、このうち暴力団構成員等が関与する事件の検挙人員は25人(前年比+1人)でした。

暴力団構成員等が検挙人員の約4割となっているほか、一般人等に係る事件としては、インターネットを利用して拳銃を売買した悪質なガンマニア等が検挙されています。

拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の検挙状況 (平成24年～29年上半期)



| 区分 | 年次 | | | | |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 検挙件数(件) | 157 | 175 | 186 | 144 | 121 |
| 検挙人員(人) | 160 | 146 | 183 | 147 | 142 |
| うち暴力団構成員等 | 71 | 66 | 80 | 60 | 67 |

| 28 (1-6) | 29 (1-6) |
|-------------|-------------|
| 57 | 68 |
| 60 | 63 |
| 24 | 25 |

拳銃の押収状況

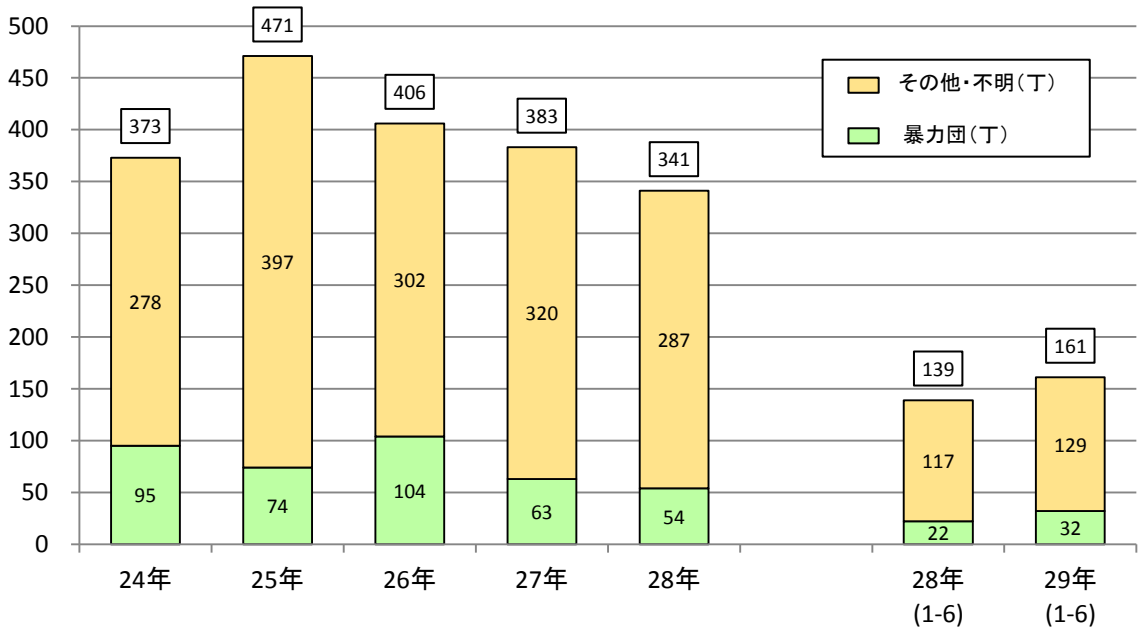
平成28年中の拳銃の押収丁数は341丁（前年比－42丁）で、このうち暴力団から押収した拳銃は54丁（前年比－9丁）でした。

平成29年上半期の拳銃の押収丁数は161丁（前年比＋22丁）で、このうち暴力団から押収した拳銃は32丁（前年比＋10丁）でした。

暴力団からの押収丁数は減少傾向にあります。暴力団からの押収丁数が減少傾向にある背景としては、暴力団が組織防衛の強化による情報収集の困難化や、拳銃の隠匿方法の巧妙化が考えられます。

一般人等からの拳銃押収丁数は増減を繰り返していますが、その中には、遺品の中から旧軍用銃等を発見して家族等が届け出たものが多く含まれています。

拳銃の押収丁数(平成24年～29年上半期)



| 区分 \ 年次 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 拳銃の押収丁数 | 373 | 471 | 406 | 383 | 341 |
| 暴力団(丁) | 95 | 74 | 104 | 63 | 54 |
| その他・不明(丁) | 278 | 397 | 302 | 320 | 287 |

| 区分 | 28(1-6) | 29(1-6) |
|-----------|---------|---------|
| 拳銃の押収丁数 | 139 | 161 |
| 暴力団(丁) | 22 | 32 |
| その他・不明(丁) | 117 | 129 |

注: 押収丁数に係る「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。

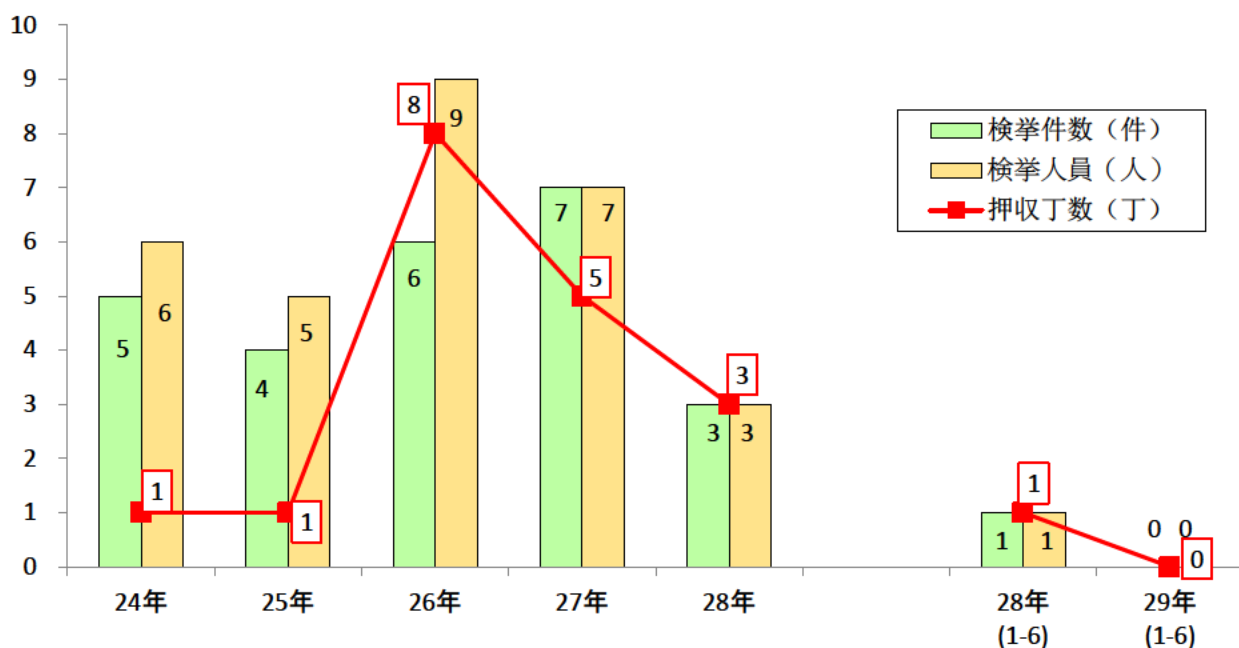
拳銃等密輸入事件の摘発状況

平成28年中の拳銃及び拳銃部品等密輸入事件の検挙件数は3件(前年比-4件)、検挙人員は3人(前年比-4人)で、密輸入に係る拳銃の押収丁数は3丁(前年比-2丁)でした。

平成29年上半期における拳銃及び拳銃部品等密輸入事件の検挙はなく、密輸入に係る拳銃の押収丁数も0丁(前年比-1丁)でした。

拳銃及び拳銃部品等密輸入事件の検挙については、例年、5件前後で推移していますが、我が国で押収される真正拳銃の大半は外国製であり、引き続き密輸入事件の摘発を重点とした取締りを推進します。

拳銃及び拳銃部品等密輸入事件の摘発状況(平成24年～29年上半期)



| 区分 \ 年次 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
|----------|----|----|----|----|----|
| 検挙件数 (件) | 5 | 4 | 6 | 7 | 3 |
| 検挙人員 (人) | 6 | 5 | 9 | 7 | 3 |
| 押収丁数 (丁) | 1 | 1 | 8 | 5 | 3 |

| 区分 \ 年次 | 28 (1-6) | 29 (1-6) |
|----------|----------|----------|
| 検挙件数 (件) | 1 | 0 |
| 検挙人員 (人) | 1 | 0 |
| 押収丁数 (丁) | 1 | 0 |

注: 検挙件数及び検挙人員には、拳銃密輸入事件(予備を含む。)のほか、拳銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

拳銃発砲事件の事例

事例1

飲食店駐車場における 拳銃使用の殺人未遂事件 (神奈川県警察)

平成29年6月、座間市内の飲食店駐車場において、知人男性を拳銃で撃った男を殺人未遂等で逮捕した。

事例2

会社役員らによる 拳銃使用の殺人等事件 (大阪府警察)

平成29年6月、大阪市内の路上を走行中の自動車内において、知人男性を拳銃で撃って殺害した事件で、会社役員ら3人を逮捕した。

拳銃所持事件の事例

事例1

六代目山口組傘下組織組員による拳銃所持事件 (新潟県警察)

平成29年3月、六代目山口組傘下組織組員の自宅を捜索したところ、拳銃1丁及び実包9個を押収し、同組織組員を銃刀法違反(拳銃所持)で逮捕した。



事例2

稲川会傘下組織組長らによる拳銃所持事件(千葉・茨城県警察)

平成29年4月、稲川会傘下組織組長の知人宅を捜索したところ、拳銃3丁及び実包51個を押収し、同組織組長ら7人を銃刀法違反(拳銃加重所持)等で逮捕した。



身近に潜む銃器!

あなたの情報提供をお待ちしています。

拳銃110番報奨制度について

フリーダイヤル「0120-10-3774」を設定し、都道府県警察が通報を受け付け、拳銃の情報提供により拳銃その他の銃器等が押収され、かつ、被疑者の検挙に至った事実を対象として報奨金を支払う制度があります。

※詳しくは次頁をご覧ください。

旧軍用拳銃などが眠っていませんか

旧軍用拳銃は、大事な形見や遺品であっても所持することが**法律で禁止**されています。

子供たちがもてあそんで思わぬ事故につながったり、盗まれて犯罪に使用される危険性があります。

自首減免制度について

「隠し持っていた拳銃を処分したい!」

正当な理由なく拳銃を譲り受けたり、所持したりすれば罪となります。しかし、自ら進んで警察にその拳銃を提出した場合は、これらの罪は**減軽又は免除**されます。

拳銃110番報奨制度

フリーダイヤル

0120-^{ジュウ}10-^{ミナナシ}3774

情報提供にご協力ください。



「拳銃を見た!」



「ネット上で拳銃が売られている!」



「暴力団員風の者が空き家・空き地に出入りして、何かを隠していた!」



報奨金の支払い

- 報奨金は、通報により拳銃その他の銃器等が押収され、かつ、被疑者の検挙に至った事実を対象とします。
- 実名による通報の場合には、その金額は、通報により拳銃等が1丁押収された場合に10万円が目安です。

※ 一定の金額の範囲内において、通報や検挙された事件の内容、通報者の捜査手続への協力状況等を個別に勘案して算定されることになります。 ※ 報奨金の支払の際には、警察から通報者に対し改めて連絡がなされることとなります。

匿名通報の取扱い

- 通報者が匿名とすることを希望した場合には、氏名、住所等の確認に代えて、警察から示された情報の識別番号と暗証番号を告げ、警察に対する連絡を行うこととなります。なお、この場合、報奨金の金額は、10万円以内で算定されることとなります。

次のような場合には、報奨金は支払われません。

- 拳銃その他の銃器等が押収されない場合
- 被疑者が検挙されない場合
- 提供された情報を既に警察が把握している場合
(事件の立証等の観点から必要と認められる場合は除きます。)
- 通報者が共犯者であったり、その情報を得るために違法な行為があったと認められる場合
- その他報奨金を支払うことが不相当と認められる場合
- 匿名とすることを希望した通報者から、一定期間内に警察に対して連絡がない場合

警察庁